

あいちシニアオリエンテーリング愛好会 規約

(名称)

第1条 本クラブは、あいちシニアオリエンテーリング愛好会と称する。

(目的)

第2条 オリエンテーリングの普及振興を図ることを通して、県民・市町村民の健康増進と活力ある生活づくりに寄与するとともに自然と共生する心を深めることを目的とする。また、シニア層のオリエンテーリング技術・体力の維持・向上を図る。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オリエンテーリングの普及振興のための事業
- (2) シニアオリエンテーリング愛好者の技術・体力の維持向上のための事業
- (3) シニアオリエンテーリング愛好者の親睦・交流を図る事業
- (4) オリエンテーリング大会の開催・協力および援助
- (5) オリエンテーリング大会への参加
- (6) 同一目的を有する団体との交流・連絡および提携
- (7) その他、前条の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本クラブはオリエンテーリングを愛好し、第2条の目的に賛同する者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本クラブに次の役員をおく。

代表世話人 1名

世話人 若干名

2 役員を選出は会員の互選により行い、任期は1年とし再任を妨げない。

3 役員の仕事

①代表世話人はクラブを代表する。

②世話人はクラブの事業・事務・会計などを行う。

(会議)

第6条 総会は、毎年1回開催し、規約の改正および役員の変更、その他重要事項を決議する。

2 役員会は必要に応じ開催することができる。

(会計)

第7条 本クラブの経費は、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、当年3月31日に終わる。

(その他)

第8条 この規約の改廃は総会に出席した会員の1/2以上の同意を必要とする。

附則 この規約は令和3年4月1日から施行する。